

特定建設作業の基準

騒音規制法及び県条例に基づく規制基準

基準の区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日 の 休 作	曜 の 日	日 の 業
		第1種 第2種 第3種 第4種 区 域	左 以 外 区 域	第1種 第2種 第3種 第4種 区 域	左 以 外 区 域				
特定建設作業									
くい打ち機等	85 デジベル								
びょう打ち機									
削岩機									
空気圧縮機									
コンクリートプラント									
バックホウ									
トラクターショベル									
ブルドーザー									
を使用する作業		午後7時から午前7時までは行わないこと	午後10時から午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと			行わないこと
備考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。			災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。

振動規制法及び県条例に基づく規制基準

基準の区分	特定建設作業の場所の敷地境界線における騒音の大きさ	夜間作業		1日の作業時間		作業期間	日 の 休 作	曜 の 日	日 の 業
		第1種 第2種 第3種 第4種 区 域	左 以 外 区 域	第1種 第2種 第3種 第4種 区 域	左 以 外 区 域				
特定建設作業									
くい打ち機等	75 デジベル								
鋼球									
舗装版破碎機									
ブレーカー									
空気圧縮機									
を使用する作業		午後7時から午前7時までは行わないこと	午後10時から午前6時までは行わないこと	10時間を超えて行わないこと	14時間を超えて行わないこと	連続して6日を超えて行わないこと			行わないこと
備考		災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行うこととなっている場合を除く。		その作業を開始した日に終わる場合、災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。		災害等により緊急を要する場合及び危険防止のために行う場合を除く。			災害、危険防止、鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行うこととなっている場合を除く。